

(案)

## 委託契約書

茨城県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、令和8年度いばらきフィルムコミッション運営業務委託について、次のとおり委託契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 甲は、令和8年度いばらきフィルムコミッション運営業務委託（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（業務の実施）

第2条 乙は、委託業務の実施にあたっては、甲の定める令和8年度いばらきフィルムコミッション運営業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に基づいて実施しなければならない。仕様書が変更された場合も同様とする。

- 乙は、この契約締結後速やかに実施計画書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。
- 乙は、実施計画書の変更をしようとするときは、変更後の実施計画書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。
- 前項のほか、乙は、業務の実施方法について、甲の指示に従わなければならない。

（業務責任者）

第3条 乙は、委託業務の適切な実施を図るため、業務責任者を定め、書面をもって甲に通知するものとする。業務責任者を変更したときも同様とする。

- 業務責任者は、委託業務の実施に係る業務の管理その他の乙が必要と認めて委任した事項についての業務を処理するものとする。

（委託期間）

第4条 この契約の委託契約の期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（委託料の限度額）

第5条 甲は、委託業務に要する費用（以下「委託料」という。）として金 円（消費税及び地方消費税の額 円を含む。）を超えない範囲で乙に支払うものとする。

（委託料の支払）

第6条 甲は、前条に規定する委託料を、委託業務が終了し、第12条の規定による適合の通知をした後、乙からの請求書を受領した日から起算して30日以内に支払うものとする。

- 甲の責めに帰する事由により、前項の期限内に支払がなかった場合は、乙は、その請求金額につき、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。
- 第1項の規定にかかわらず、甲は、乙の請求により、業務実施のため必要があると認められる金額については、委託料の90パーセント以内の額を概算払することができる。

4 乙は、前項の概算払を請求するときは、概算払請求書（別紙様式1）を甲に提出するものとする。

（契約保証金）

#### 第7条（契約時に適宜記載）

（再委託の制限等）

第8条 乙は、この委託業務達成のため、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

（契約内容不適合）

第9条 乙は、甲の検査に合格した成果品であっても、当該成果品がこの契約の内容に適合しないことが判明した場合には、検査後1年間は、これを無償で完全なものと引き換え、又は補償をしなければならない。

2 乙は、甲に対して前項の不適合により生じた損害を賠償しなければならない。

（秘密の保持）

第10条 乙は、この契約の履行に当たり知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。この契約の終了又は、解除後も、同様とする。

（個人情報の保護）

第11条 乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項第1号において準用する同条第1項及び第67条の規定の遵守に関し必要な措置を講ずるほか、別記特記事項を遵守しなければならない。

（業務完了報告）

第12条 乙は、委託業務が完了したとき（委託業務を中止し、又は廃止したときを含む。）は、業務完了報告書（別紙様式2）を、委託業務の終了した日から起算して30日以内又は令和9年3月31日のいずれか早い日までに甲に提出しなければならない。この場合において、第6条第3項の規定による概算払を受けたときは、併せて概算払精算書（茨城県財務規則の規定による帳票の様式（平成5年茨城県告示第404号）様式第102号）を添付するものとする。

（検査及び委託料の額の確定）

第13条 甲は、前条の規定により、乙から業務完了報告書の提出があったときは、遅滞なく、当該業務がこの契約の内容に適合するものであるかどうかを検査し、適合すると認めたときは、委託料の額を確定し、乙に対して通知するものとする。

（過払金の返還）

第14条 乙は、既に支払を受けた委託料が前条の委託料の確定額を超えるときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還するものとする。

(委託業務の中止等)

第15条 乙は、災害その他やむを得ない事由により、委託業務の遂行が困難となったときは、その事由及び経過を記載した文書を甲に提出し、その指示を受けなければならない。

2 甲は、前項の文書が提出されたときは、乙と協議のうえ、契約の解除又は一部の変更を行うものとする。

3 前項の規定により契約を解除したときは、第6条第1項及び第12条から前条までの規定に準じて精算するものとする。

(委託業務の変更)

第16条 甲は、業務の内容につき、変更する必要があるときは、直ちに乙に協議しなければならない。ただし、この規定に関わらず、甲が業務の実施について改善する必要を認めたときは、その改善事項を乙に指示することができるものとする。

2 乙は、やむを得ない事情により、仕様書に記載された委託事業の内容を変更する必要があるときは、その旨を文書により申し出て、甲の承認を受けなければならない。

(契約の解除等)

第17条 甲は、乙がこの契約に違反した場合には、契約を解除し、又は変更し、既に支払った金額の全部又は一部を請求することができる。

2 前項の規定による解除によって生じた損害については、甲は、その責めを負わないものとする。

(委託業務の報告等)

第18条 甲は、必要があると認めるときは、乙から委託業務の実施状況、委託料の使途その他必要事項について、報告を求め、又は実地に調査できるものとする。

(帳簿等)

第19条 乙は、委託業務に係る経費について、帳簿を備え、収入支出の額を記載し、金額の出納を明らかにしておかなければならない。

2 乙は、会計に関する帳簿、書類等をその完結の日から5年間保存するものとする。

(暴力団による不当介入があった場合の報告義務)

第20条 乙は、組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れのある関係者（暴力団等）から不当介入（不当要求又は納品等への妨害）を受けた場合は、その旨について、甲に対する報告を行わなければならない。

(疑義の解決)

第21条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 茨城県水戸市笠原町978番6  
茨城県知事 大井川 和彦

乙

(別記)

## 特記事項

### 1 受託者の責務

委託業務を処理するに当たっては、法人情報及び個人情報（以下「法人情報等」という。）の保護の重要性を認識し、企業の権利利益の保護に十分留意して行うように努めること。

### 2 法人情報等の収集の制限

委託業務を処理するため法人情報等を収集するときは、委託業務の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。

### 3 法人情報等の目的外利用及び外部提供の禁止

委託業務を処理するため、調査収集及び作成した法人情報等は、委託業務を処理するためにのみ利用するものとし、他の目的のために使用し、又は第三者に提供しないこと。

### 4 守秘義務

委託業務の処理に当たり、情報の収集整理にあたっては、情報の守秘を義務づけると共に、十分な教育を行い、法人情報等の外部への漏えいを防止すること。

### 5 情報についての事故報告

法人情報等について外部への漏えいその他の事故が発生したときは、速やかに甲に報告し、その指示を受けること。

令和 年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

(受託者)  
住 所  
商号又は名称  
代表者職氏名

### 概 算 払 請 求 書

令和8年度いばらきフィルムコミッション運営業務の委託料に係る概算払請求について、下記のとおり請求します。

#### 記

1 金 円

(請求額算定表)

区 分	金 額
契 約 額	円
概算払受領済額	円
今回請求額	円
残 額	円

2 請求額の受領方法 口座振替払

振込先金融機関		
振 替 口 座	預金種別	普通・当座・その他
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義	

(振込先金融機関は郵便局以外の金融機関を指定願います。)

3 概算払を必要とする理由

4 所要見込額

別添のとおり

令和 年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

(受託者)

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

## 業 務 完 了 報 告 書

下記の業務は、令和 年 月 日付完了しましたので、契約書第12条の規定により報告します。

### 記

1 委託業務の名称

令和8年度いばらきフィルムコミッション運営業務

2 委託期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

3 委託費（内訳は別紙のとおり）

4 事業成果品 別添のとおり